公　　告

山形県朝日少年自然の家の指定管理者を次のとおり募集する。

令和８年 10 月 23 日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長　須 貝　　英 彦

１　募集する施設の名称及び所在地

(1) 名　称　山形県朝日少年自然の家

(2) 所在地　西村山郡大江町大字左沢字楯山2523番地の５

２　指定の期間

令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日まで

３　申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

(3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

(6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第 167 条の４第１項第３号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ　法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ　暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

(7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。

(8) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第 11 項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から２年を経過しない者でないこと。

(9) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受け、又は受ける予定であること。

(10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ　共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ　当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

ハ　代表となる法人等が納税地を所管する税務署長に消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の６第１項ただし書に規定する届出書を提出し、又は提出する予定であること。

４　募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間　令和８年10月23日（金）から同年11月27日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年３月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前８時30分から午後５時15分まで

(2) 配布場所　山形県教育局生涯教育・学習振興課　青少年教育施設担当　郵便番号990-8570　山形市松波二丁目８番１号　電話番号023(630)3126

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

５　申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間　令和８年10月23日（金）から同年11月27日（金）まで（県の休日を除く。）の午前８時30分から午後５時15分まで

(2) 受付方法　４の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

６　その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年３月県条例第11号）、山形県青少年教育施設条例（昭和52年３月県条例第25号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年３月県規則第８号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問合せは、４の(2)に掲げる担当に行うこと。